

「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」に対する意見書

一般社団法人全日本吹奏楽連盟

理事長 石津谷 治法

○提言（案）についての意見

1. 教師が兼職兼業に従事しやすい環境作りをお願いしたい。

p20、勤務校等における業務内容や負担も勘案して許可することを、国から改めて教育委員会等に対して周知する必要がある。

とあるが、この文言では、勤務校の業務内容や負担がもとより大きい場合は、兼職兼業が許可されないと読み取れる。ぜひ「兼職兼業を希望する教師に対しては、兼職兼業に従事する時間や内容に相当する分の校務分掌を軽減するなどの配慮が必要である。」など、兼職兼業と公務の両方にバランス良く従事できるような配慮をいただきたい。

2. 国からの財政支援を強く要望したい。

（1）活動場所について

p22 社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど負担軽減のための措置を検討する必要があり、国から関係団体に対しても、理解促進を求める。

とあるが、公共団体の持つ社会教育施設なら減免措置など可能とも思われるが、指定管理者による施設、また一般の施設等は、近年軒並み使用料や冷暖房費が値上がりしている。施設に低廉な利用料が認められるとは考えにくい。ぜひとも国の財政的支援を明確に文言に加えていただきたい。

加えて、各施設に楽器を運搬するための費用（地域の学校を持ち回りで使用する場合も同様）、楽器を保管するための場所と費用など、これまで必要のなかった経費が多額にかかることが懸念される。これについても国の財政的支援を文言に加えていただきたい。

（2）楽器・設備器具等に係る経費について

吹奏楽においては、楽器のメンテナンスのために日常的に多大なる費用が必要である。リード代や消耗品費など比較的廉価なものについてはこれまでも保護者負担で賄っていたが、楽器修理費や打楽器類の皮の張替え、木管楽器のタンポ交換などには継続的に多額の費用がかかる。加えてどの楽器も年数が経

てば当然買い換える必要があり、吹奏楽団の楽器を一式買い揃えるには1,000万円以上の費用が必要となる。これらは到底保護者負担の会費で賄えるものではない。このことについては、美術などには費用がかからないので記述の必要なしと言われたが、費用がかからない活動については当然ながらもより記述不要である。最も携わる人口も多く費用も必要な吹奏楽について、安定した財源が保証される旨について言及しなければ、持続可能な活動は到底無理である。

よって、

p27 1.適正な額の会費の在り方の「①現状と課題」の項に

○特に吹奏楽では、楽器代・メンテナンス代等に永続的に多額な費用が必要となるが、保護者の負担では到底賄えず、費用の面で将来的に活動を継続させることが不可能となる恐れがある。

のような文言を追加していただきたい。

また、「②求められる対応」の項に

○活動を維持するための楽器や設備器具等、高額な物品の整備維持や購入に際しては、国（および地方公共団体）において、適切な予算を確保して財政的に支援する必要がある。

などの文言を追加していただきたい。

（3）指導者に係る経費について

p27 ○ 指導者には適切な対価が支払われることが重要である一方で、会費の負担自体に対して保護者の理解を得ていく必要がある。

これまでは教師が無償で指導していた分を、外部指導者（教師の兼職兼業も含む）に適切な対価支払って委託することになるので、当然ながらこれまで必要のなかった経費を保護者が余計に負担することとなる。その費用は、これまでにPTA会費や各学校の部活動における部費に相当する費用で賄えるものではなく、特に経済的に困窮する家庭の生徒は参加が不可能となることも考えられる。これについても国の財政的支援が求められる。

3. 責任の所在を明確化することをお願いしたい。

p17 地域における文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にしておくことも必要である。

とあるが、今後、地域移行が進行するに伴い、地域によって様々な形態での活動の事例が生じると考えられる。それぞれの事例において、責任の主体がどこにあるのかをより具体的に示していただきたい。

4. 地域移行の達成時期について、柔軟な対応をお願いしたい。

提言には、地域に対する配慮も見られ、大変ありがたい。一方で、

p13 各地域における関係者間で 丁寧に検討して方針を定め、調整・協議する場を整えていく必要がある。

p13 市町村において、当該市町村の文化振興担当部署や 社会教育など生涯学習担当部署などが中心となって、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域の文化芸術団体、学校等の関係者からなる協議会を設置する必要がある。

p13 学校、行政、文化芸術団体、さらにはスポーツ関係者などがこれまで以上に連携して取り組む

等について言及されているが、各関係者間での調整・協議には多大なる時間と労力が必要であることは明らかで、このことが学校現場にとっても、働き方改革の妨げになるのではないかと懸念される。達成時期を急ぐあまり、学校や教師に負担にならないような配慮をお願いしたい。

5. 高校入試が加熱化しないために私立高校の実態の把握と該当私立高校への指導をお願いしたい。

高校推薦入試が部活動の加熱化を招いているという点について、近年は主として私立高校が中学校での吹奏楽活動を評価して推薦入試などで多くの生徒を集めている。今後も引き続き吹奏楽の部活動や地域での活動が私立高校の推薦入試の条件や要素になることは十分に考えられる。提言には明記できないと思われるが、私立高校への適切な指導を強くお願いしたい。

6. 教員中学校等の教師の採用選考についてお願いしたいこと。

p38 部活動に過度に注力してしまう教師の存在も指摘されている

とあるが、確かにそのような教師も存在していることはあるかもしれない。しかし、7月25日の中教審初等中等教育分科会では、「これまでの日本の中学校は、部活動のもたらす教育的効果に非常に依存していた。提言では部活動の教育的効果に、達成感の獲得とか、責任感や連来館の涵養とか、学習意欲の向上などが挙げられている。これは、本来は、授業をはじめとする教育課程の中で子供たちに付けていくべき力であるはず。この日本型学校教育の典型的な側面を今まで部活動が担っていた。その上で、部活動を中学校教育が手放すとなると、この重要な教育的な効果を、本来の教育課程の中でしっかり担っていかなければならない。つまり、中学校教育の大いなる改革を突き付けられている気がする。」という意見があった。要するに、部活動指導は、本来の教育課程の中で不十分である重要な部分を担ってきたわけで、部活動指導を希望しない教師や、働き方改革ばかりを声高に叫んで定時でさっさと帰宅するような教師よりも、部活動を指導している教師の方が、教員としての意欲も資質を持ち、大いに学校教育に貢献していると言える。そのような意欲や資質を持った教師は、これから働き方改革や部活動の地域移行を進めてゆくうえでも、必要な人材だと考えられる。よって

#### p38 教師の部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すべき

については、「過度に」評価する必要はないが、一定の評価は認めてしかるべきであるとする。

また、

p38 教師の採用に当たり、部活動指導に係る意欲や能力を評価して選考を行うことは、教師として担う機会が減少していくものを評価することとなり、本人の意欲や能力と、採用後に教師として担う職務とのミスマッチを生じさせる恐れがある

とあるが、教師を志望する若者が激減している現在、部活動指導の意欲や能力があつて教師を目指す人材は大変貴重で、むしろ不可欠な人材ではないか。地域移行への移行期も移行後も、指導者を確保するには、指導の意志を持った教師の兼職兼業も継続的に認めてゆく必要がある。前述の中教審での意見のように、部活動指導の意欲や能力はそのまま生徒指導への意欲や能力につながると言っても過言ではなく、「教師として担う職務とのミスマッチを生じさせる恐れがある」とは到底容認できない偏見であると思われる。

・教師の採用に当たり、部活動指導に係る意欲や能力を評価して選考を行うことは、選考の一要素としては捉えるべきであるが、過度に評価することがないよう留意すべきである。

などのように訂正していただきたい。

加えて、

P39 公立中学校等の教師の採用選考に当たっては、学校における部活動の状況や地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備状況等も踏まえ、面接等に際して、教師が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価(部活動で指導できる文化芸術やスポーツ活動の種類や、経験のない活動も含めて顧問として部活動の指導をする意思があるかどうかを聴取するなど)している場合は、今後、見直す必要がある。

この表記も貴重な人材を採用する機会を失うことになりかねない。

よって、3行目の)以降は、

している場合は、今後、採用の主たる要件や条件とならないよう留意する必要がある。

程度に止めていただけないか。

p39 そのため、国から各都道府県及び政令市教育委員会に対して、公立中学校等の教師の採用選考に当たり、部活動指導に係る意欲や能力等について評価していることがあれば、学校における部活動の状況や地域における環境の整備状況等も踏まえ、適切に見直していくよう指導助言する必要がある。

についても、3行目は、

における環境の整備状況等も踏まえ、過度に評価しないよう指導助言する必要がある。

としていただきたい。

以上、ご検討のほど、何卒よろしく願います。

「【0805 意見書ご意見反映】文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言案」についての意見

「【0805 意見書ご意見反映】文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言案」のご送付ありがとうございました。これに対し、全日本吹奏楽連盟としての意見を述べさせていただきます。

1. p 27に、吹奏楽には多大なる費用が必要との文章を加えていただき、ありがとうございました。

加えて、意見書でお願いしましたように、ぜひ「②求められる対応」の項に

○活動を維持するための楽器や設備器具等、高額な物品の整備維持や購入に際しては、国（および地方公共団体）において、適切な予算を確保して財政的に支援する必要がある。

などの文言を追加していただきたく存じます。

2. p 38、「教師の採用に当たり、部活動指導に係る意欲や能力を評価して選考を行うことは、教師として担う機会が減少していくものを評価することとなる恐れがある。」

ミスマッチ云々を削除していただき、ありがとうございました。しかし「教師として担う機会が減少していくものを評価」することが、なぜ「恐れ」になるのでしょうか？地域移行後も、兼職兼業を認めていくということは明言されているように、部活動を教師が担う機会は今後も少なからずあるはずです。意見書で申し上げたように、

**・教師の採用に当たり、部活動指導に係る意欲や能力を評価して選考を行うことは、選考の一要素としては捉えるべきであるが、過度に評価することがないよう留意すべきである。**

などのように訂正いただきたくお願いいたします。

3. p 38、「過度に評価」と訂正していただき、ありがとうございます。それならば、併せまして、その下の

そのため、国から各都道府県及び政令市教育委員会に対して、公立中学校等の教師の採用選考に当たり、部活動指導に係る意欲や能力等について評価していることがあれば、学校における部活動の状況や地域における環境の整備状況等も踏まえ、適切に見直していくよう指導助言する必要がある。

についても、

**・部活動指導に係る意欲や能力等について過度に評価していることがあれば、**

と、「過度に」を加えていただきたく存じます。

#### 4. 意見書の最初にお願いいたしました部分

p20、勤務校等における業務内容や負担も勘案して許可することを、国から改めて教育委員会等に対して周知する必要がある。

とあるが、この文言では、勤務校の業務内容や負担がもとより大きい場合は、兼職兼業が許可されないとも読み取れる。ぜひ「兼職兼業を希望する教師に対しては、兼職兼業に従事する時間や内容に相当する分の校務分掌を軽減するなどの配慮が必要である。」など、兼職兼業と公務の両方にバランス良く従事できるような配慮をいただきたい。

についても、再考いただきたく存じます。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

全日本吹奏楽連盟理事長

石津谷 治法